明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二　短期滞在手術基本料2が算定できる手術
K067　関節鼠摘出手術
K067—2　関節鏡下関節鼠摘出手術
K069　半月板縫合術
K069—3　関節鏡下半月板縫合術
K074　靱帯断裂縫合術
K074—2　関節鏡下靱帯断裂縫合術
K196—2　胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）
K453　顎下腺腫瘍摘出術（歯科点数表においてはJ056）
K454　顎下腺摘出術（歯科点数表においてはJ055）
K461　甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術
K617　下肢静脈瘤手術　1　抜去切除術
K672—2　腹腔鏡下胆嚢摘出術
K718—2　腹腔鏡下虫垂切除術
K743　痔核手術（脱肛を含む。）　4　根治手術
K781　経尿道的尿路結石除去術
K823　尿失禁手術
K867　子宮頸部（膣部）切除術
K873　子宮鏡下子宮筋腫摘出術
K888　子宮附属器腫瘍摘出術（両側）　2　腹腔鏡によるもの
三　短期滞在手術基本料3を算定する手術
K633　ヘルニア手術　5　鼠径ヘルニア（十五歳未満に限る。）
K634　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（十五歳未満に限る。）

別表第十二

脊髄損傷
筋ジストロフィー症
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。））
ハンチントン病
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）
亜急性硬化性全脳炎
仮性球麻痺
脳性麻痺

○厚生労働省告示第七十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、第三の二の(2)の2、第三の二の(2)の3、第三の二の(2)の5、第三の二の(6)、第三の二の(7)の2、第三の二の(8)の2及び第三の二の(9)のハ、第三の三の二、第三の三の八、第三の八の(1)のハ、第三の八の二の(3)並びに第三の八の三の(3)の規定は、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年三月五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本則を次のように改める。

第一　届出の通則

一　保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）及び保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）（以下「保険医療機関等」という。）は、第二から第十五までに規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。

二　保険医療機関等は、届出を行った後に、当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。

三　届出の内容又は届出の変更の内容が第二から第十五までに規定する施設基準に適合しない場合は、当該届出又は届出の変更は無効であること。

四　届出については、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこと。

第二　施設基準の通則

一　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

二　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

三　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法第七十八条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七十二条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

四　地方厚生局長等に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

第三　医学管理等

一　特定疾患療養管理料に規定する疾患

平成二十一年総務省告示第百七十六号（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を定める件）の「(1)　疾病、傷害及び死因の統計分類提示分類表」（以下「分類表」という。）に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

二　特定疾患治療管理料に規定する施設基準等

(1)　ウイルス疾患指導料の注2に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。